

# NEM HOUSE 入居申込書

秘

黒または青のボールペン  
(フリクション不可)で入居  
希望者本人が記入すること

武蔵大学学生支援センター長 殿

(西暦) 年 月 日記入

受験番号

(入学後の申込の場合は学籍番号を記入)

フリガナ

氏名

性別

生年月日

(西暦)

年

月

日生

所属

学部

学科

学年

入居希望者の携帯電話

入居希望者のメールアドレス

〒

—

顔写真貼付  
縦4cm×横3cm

実家の住所

実家の電話番号

## 【語学能力について】

使用できる外国語

証明できる資格

(証明書のコピーを提出してください)

留学経験

なし  あり(留学先・期間 : )

会話能力

高度な会話が可能  日常会話可能  簡単な挨拶程度

## 【その他】

入試方法

AO 他  推薦  共通テスト  一般(全学部・個別)

国公立併願

あり  なし

麻疹罹患履歴

あり  なし

麻疹予防接種履歴

あり( 1回 2回 最終予防接種日 年 月 )  なし

推薦寮他の申込状況

あり(寮名: )  なし

寮生活の経験

あり(担当した役割: )  なし

裏面も記入して下さい。

【家庭状況:同一生計の家族】

就業者( )名、就学者( )名(本人含め)

(4月1日以降の情報をご記入下さい。)

続柄	氏名	年齢	職業(勤務先・在学名)	年収額
本人				
父				
母				

【健康状態(身体・精神)について】

現在の健康状態  良好 )

その他(詳細: )

アレルギーの有無  なし )

あり(詳細: )

自病について

過去に経験した  
大きな病について

- 黒または青のボールペンを使用し、必ず入居希望者本人が記入してください。
- 申込書記入不備、要提出書類の未提出、虚偽申請等があった場合は、選考面接には進めません。
- 申込書は提出前にコピーをとり、大学からの問い合わせに対応できるようにしてください。
- 収入についての記入・書類不足が多い傾向にあります。追加で提出を求める場合もありますが、その場合でも締切日必着となりますのでご注意ください。
- 収入を証明する書類では確認ができない収入がある場合は、年収額に正しく記載して下さい。
- 健康状態により共同生活に堪えられないと見込まれる場合は入居できません。
- ご記入いただいた個人情報の内容は、入居選考以外の目的には使用いたしません。



【家計の収入に関する証明書について】

以下の書類のコピーを提出して下さい。申請時に入手可能な最新のものをご提出ください。

ただし、ご兄弟の方は提出不要です。

◇ 給与所得者の方は「源泉徴収票」(ご父母各一通)

- ・ お手元がない場合は勤務先から入手してください。パート収入も必ずご提出ください。

◇ 自営業の方は「確定申告第一表・第二表控」

- ・ 税務署受付印があるものを、電子申告の場合は申告済みがわかるものを添付してください。

書類提出に関して

現状	提出書類
申請日から遡り2年前の1月以降転職・就職	年収見込証明書又は勤務先直近2ヶ月分の給与明細のコピー
申請日から遡り2年前の1月以降に事業を開始	1年間の収入、所得見込み金額を計上し、税理士の署名・捺印のある文書
年金収入がある。(厚生・遺族・障害年金ほか)	申請日から遡り2年前の公的年金等の源泉徴収票
雑所得(不動産、配当、株式等)がある	申請日から遡り2年前の確定申告第一表、第二表控
生活保護を受けている	生活保護決定(変更)通知書
申請日から遡り2年前の1月以降に退職し、失業保険をもらっている	申請日から遡り2年前の源泉徴収票、退職証明書及び雇用保険受給資格者証
申請日から遡り2年前の1月以降に退職したが、失業保険をもらっていない	申請日から遡り2年前の源泉徴収票、退職証明書
申請日から遡り2年前の1月以降に廃業した	廃業証明書
無職(専業主婦、就職活動中、病気療養中)	提出の必要なし

- 給与明細は、氏名・支給月額(税込総支給額)、勤務先名称、支給年月の記載があるものを提出してください。
- 生活保護決定(変更)通知書は、保護受給額が明記されているものを提出してください(受給証明書は不可)。
- 退職証明書は、退職年月日、社名、退職者氏名の記載があるものを提出してください。
- 廃業証明書は、市区町村に届け出た書類または公的証明書を提出してください。
- 雇用保険受給資格証は、現在の受給額が記載されている部分のコピーを提出してください。

以下該当の場合はご提出ください。それぞれの状況により、所定の金額から所得が控除されます。

世帯状況	提出書類
母子・父子家庭	必要なし。別居は母子・父子家庭にあたりません。
世帯に障害をお持ちの方がいる場合	障害者・療育手帳のコピー、要介護認定4.5とわかる書類
長期(6ヶ月以上)療養者のいる世帯(出願時現在、療養修了者は対象外)	医師の診断書、診療・治療費領収書のコピー(直近6ヶ月分)
家計支持者が単身赴任のため、家族と別居している世帯	赴任先の住居費・高熱水費のコピー(直近6ヶ月分)【上限71万円】ただし、新聞代・電話代・駐車場代・食費・引越代は対象外 ※引落口座の通帳コピーは不可
火災・風災害・盗難の被害を受けた世帯	○市区町村役場発行の被災証明書 ○被害を受けたことにより特別支出額がわかるもの